

○財務省告示第二十二号
平成二十六年十二月十五日
人向け国債の発行等に關する省令（平成十四年
基づき、平成二十六年十八号）第四条第十四項の規定に
平成二十七年一月九日
人向け国債の発行等を次のとおり告示する。
○個人向け利付国庫債券（変動・

財務大臣 麻生 太郎

人向け利付国庫債券（変動・
平成二十六年十二月十五日
基づき、平成二十六年十八号）第四条第十四項の規定に
平成二十七年一月九日
人向け国債の発行等を次のとおり告示する。
○個人向け利付国庫債券（変動・

人向け利付国庫債券（変動・
平成二十六年十二月十五日
基づき、平成二十六年十八号）第四条第十四項の規定に
平成二十七年一月九日
人向け国債の発行等を次のとおり告示する。
○個人向け利付国庫債券（変動・

人向け利付国庫債券（変動・
平成二十六年十二月十五日
基づき、平成二十六年十八号）第四条第十四項の規定に
平成二十七年一月九日
人向け国債の発行等を次のとおり告示する。
○個人向け利付国庫債券（変動・

用
利
率

十一
初
期
利
子

十二

十三
十四
十五
十六
償額
期限
還金
償還
期限
期限

平成三十六年十二月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十六年十二月十五日
日本銀行の本店又は支店

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

額面金額 ×	<u>1.25</u>	1
日を支払期として、各	<u>100</u>	2
いて、その日以前六		
る利子として、次の		
算出した金額を支払		
額面金額 ×	<u>100</u>	<u>1</u>
以後の利子の適用		

中途換金の取扱い

中途換金の買取りは、平成二十七年十二月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次に区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
（一） 平成二十七年十一月十五日から平成二十八年六月十五日前までの中の場合
額面金額 + 経過利子に相当する利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 払額その直前の利子支払期に金額相當された利子に相当する金額に相当する金額)
なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出の端数が生じた場合には切捨てては一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times 0.29 \\ \hline 100 \end{array}$$

初期利子支払期の6カ月前の日

X

၃၈၅

(二) 平成二十八年六月十五日以

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前における利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ 支払われた利子に相当する金額

十八 中途換金

中途換金の特例 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者へ相続税法

十九

支金利元払所場利元

(一) 金額を請求する個体が債券の中途換金を請求する場合に、該個体は債券の買取金額を算式により算出する。該算式は、次のように区分して計算する。
（二）前記（一）の算式による買取金額は、平成二十七年六月十五日から平成二十七年十二月十五日までの間の場合に相当する金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{7.9 - 6.85}{1.00}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)
（三）前記（二）の算式による買取金額は、平成二十七年六月十五日前の場合は金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)